

(7) 職場での適応訓練

ア 職場適応訓練

障害のある人に対し、作業環境への適応を容易にし、訓練修了後も引き続き雇用されることを期待して、都道府県知事又は都道府県労働局長が民間事業主等に委託して実施する訓練で、訓練生には訓練手当が、事業主には職場適応訓練費（2万4千円/月）が支給される（訓練期間6か月以内）。また、重度の障害のある人に対しては、訓練期間を長くし（1年以内）、職場適応訓練費も増額（2万5千円/月）している。

イ 職場適応訓練（短期）

障害のある人に対し、実際に従事することとなる仕事を経験させることにより、就業への自信を持たせ、事業主に対しては対象者の技能程度、適応性の有無等を把握させるため、都道府県知事又は都道府県労働局長が民間事業主等に委託して実施する訓練で、訓練生には訓練手当が、事業主には、職場適応訓練費（960円/日）が支給される（訓練期間2週間以内（原則））。また、重度の障害のある人に対しては、訓練期間を長くし（4週間以内（原則））、職場適応訓練費も増額（1,000円/日）している。

(8) 資格取得試験等（法務関係）における配慮

司法試験においては、障害のある人がその有する知識及び能力を答案等に表すに当たり、その障害が障壁となり、事実上の受験制限とならないために、障害のない人との実質的公平を図り、そのハンディキャップを補うために必要な範囲で措置を講じている。具体的には、視覚障害者に対する措置として、パソコン用電子データ又は点字による出題、解答を作成するに当たってのパソコンの使用、拡大した問題集・答案用紙の配布、試験時間の延長等を、肢体障害者に対する措置として、解答を作成するに当たってのパソコンの使用、拡大した答案用紙の配布、試験時間の延長等を認めるなどの措置を講じている。

司法書士試験、土地家屋調査士試験及び簡裁訴訟代理等能力認定考査においては、その有する知識及び能力を答案等に表すことについて障害のない人と比較してハンディキャップを補うために必要な範囲で措置を講じている。具体的には、弱視者に対する拡大鏡の使用や記述式試験の解答を作成するに当たってのパソコンの使用を、また、試験時間の延長を認める等の措置を講じている。

(9) 福祉施設等における仕事の確保に向けた取組

ア これまでの取組

「重点施策実施5か年計画」（2008年度～2012年度）において、国は公共調達における競争性及び公正性の確保に留意しつつ、福祉施設等の受注機会の増大に努めるとともに、地方公共団体等に対し、国の取組を踏まえた福祉施設等の受注機会の増大の推進を要請することとされていた。これを踏まえ、官公需（官公庁の契約）を積極的に進めるため、各府省の「福祉施設受注促進担当者会議」を開催し、更なる官公需の促進を依頼するなどの取組を行うとともに、2008年に「地方自治法施行令」（昭和22年政令第16号）を改正し、地方公共団体の契約について随意契約によることができる場合として、地方公共団体が障害者支援施設等から、クリーニングや発送作業などの役務の提供を受ける契約を追加する措置を講じた。

また、「障害者優先調達推進法」の施行（2013年4月）にあわせて、「予算決算及び会計令」（昭和22年勅令第165号）を改正し、随意契約によることができる場合として、「慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき」を追加する措置を講じた。

イ 障害者優先調達推進法について

障害のある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要である。そのためには、障害者雇用を支援するための積極的な対策を図っていくことも重要であるが、加えて、障害のある人が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取組が求められている。

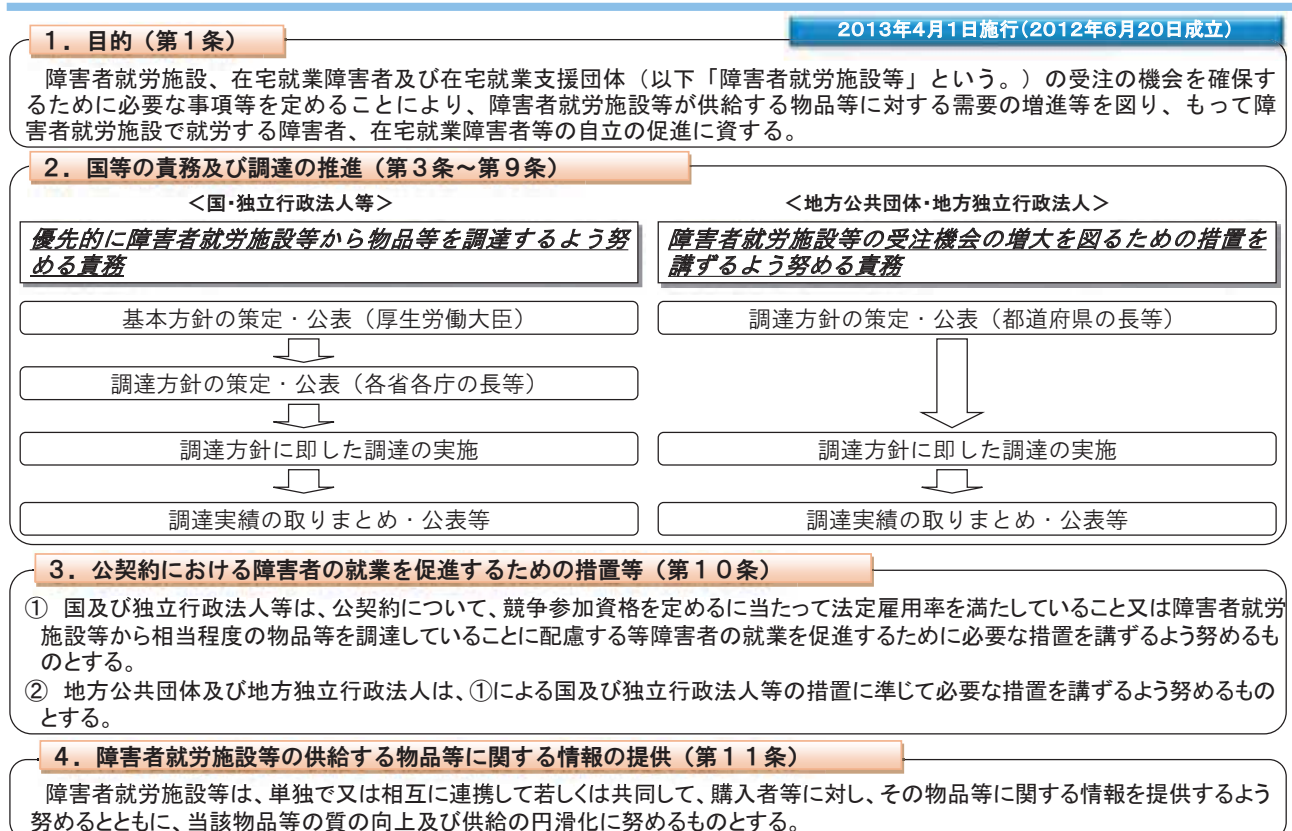
このような観点から、障害者就労施設等への仕事の発注に関し、民間企業を始め国や地方公共団体等において様々な配慮が行われてきた。

2013年4月からは、「障害者優先調達推進法」が施行され、障害者就労施設等で就労する障害のある人や在宅で就業する障害のある人の自立の促進に資するため、国や地方公共団体などの公的機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的に購入することを進めるために、必要な措置を講じることとなった。当該法律に基づき、全ての省庁等で調達方針を策定し、障害者就労施設等が供給する物品等の調達に取り組んでいる。

また、「公務部門における障害者雇用に関する基本指針」（2018年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）において、障害者雇用と併せ、「障害者優先調達推進法」に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達を確実に推進するため、対象となる障害者就労施設等に関する詳細な情報や創意・工夫等している取組事例を提供するとともに、地方公共団体に対しても本基本方針を参考にしながら引き続き「障害者優先調達推進法」に基づく取組を推進するよう要請した。

図表2-16

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の概要



資料：厚生労働省

TOPICS

障害者優先調達推進法に基づく国等の取組について

障害のある人がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、多様な就業の機会を確保することが必要であることに鑑み、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）において、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人から受注の機会を確保するために必要な事項を定めることとしており、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型等の障害福祉サービス事業を行う施設、在宅就業者や在宅就業支援団体等が供給する物品及び役務に対する需要の増進を図っている。

この法律において、国等は毎年調達方針を作成し公表しなければならない、その後調達方針に基づく調達を実施し、調達実績を公表することとなっており、2013年度に123億円であった国等における調達実績額が、2018年度には178億円まで増加している。

さらに、2018年度には、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」（2018年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）において、障害者雇用と併せ、「障害者優先調達推進法」に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達を確実に推進するため、対象となる障害者就労施設等に関する詳細な情報や創意・工夫等している取組事例を提供するとともに、地方公共団体に対しても本指針を参考にしながら引き続き「障害者優先調達推進法」に基づく取組を推進するように要請した。また、2019年度には、各府省庁と障害者就労施設等の「橋渡し」のため、各府省庁の調達担当者と障害者就労施設等の担当者を集めた障害者優先調達情報交換会（2019年10月28日）を開催した。

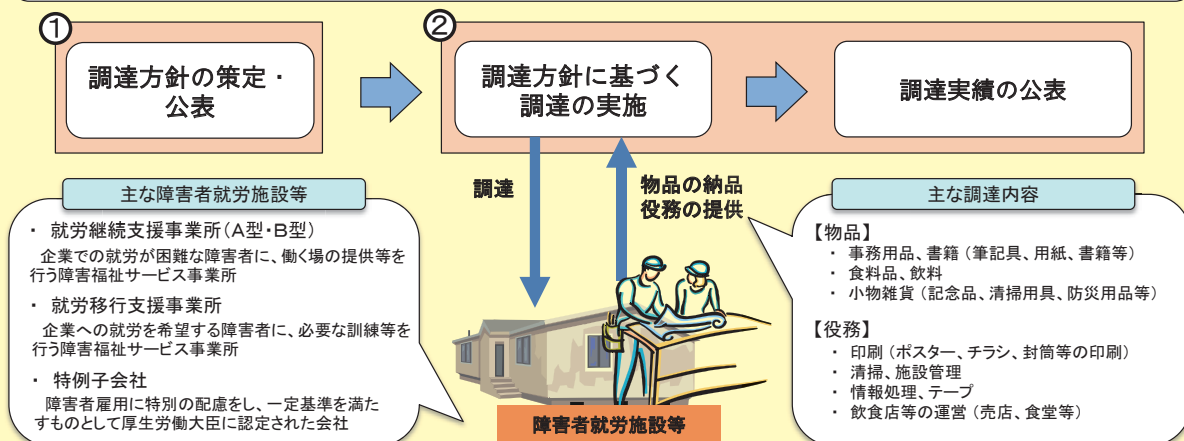
今後も、引き続き好事例集の提供等の取組を実施し、障害者就労施設等からの物品等の調達を更に推進していく。

障害者優先調達推進法に基づく国等の取組

- 国等は、障害者優先調達推進法(注)に基づき、毎年度、次の取組により、障害者就労支援施設等からの物品等の調達を推進。

注：2013年4月1日施行（2012年6月20日成立（議員立法））

- ① 調達目標を含む毎年度の調達方針を策定し、公表
- ② 調達方針に基づき、物品等の調達を行い、年度終了後、調達実績を公表



※ 国のほか、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人においても同様の取組を実施

障害者就労施設等からの調達実績

（2013年度（法施行後）から2018年度）

	2013年度		2014年度		2015年度		2016年度		2017年度		2018年度		増減 (2017' → 2018')	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
各府省庁	2,628	5.6億円	4,491	6.38億円	4,878	6.44億円	5,769	8.17億円	5,876	8.56億円	6,069	8.85億円	193	+0.30億円
独立行政法人等	3,062	6.9億円	4,474	8.24億円	5,052	9.96億円	5,819	10.40億円	6,847	13.15億円	6,866	13.56億円	19	+0.41億円
都道府県	14,596	21.4億円	18,368	25.91億円	21,537	26.71億円	23,640	25.16億円	24,814	27.51億円	26,320	24.77億円	1,506	-2.74億円
市町村	43,481	86.6億円	57,974	106.05億円	68,613	110.57億円	79,861	123.85億円	95,286	124.85億円	91,447	128.26億円	-3,839	+3.41億円
地方独立行政法人	1,150	2.5億円	3,751	4.67億円	2,783	3.55億円	2,001	3.57億円	2,213	3.90億円	9,649	2.96億円	7,436	-0.94億円
合 計	64,917	123.0億円	89,058	151.25億円	102,863	157.23億円	117,090	171.15億円	135,036	177.93億円	140,351	178.41億円	5,315	+0.48億円

(10) 職業能力開発の充実

ア 障害者職業能力開発校における職業訓練の推進

一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けることが困難な重度の障害のある人については、障害者職業能力開発校において、職業訓練を実施している。

2020年4月1日現在、障害者職業能力開発校は国立が13校、都道府県立が6校で、全国に19校が設置されており、国立13校のうち2校は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営し、他の11校は都道府県に運営を委託している。

障害者職業能力開発校は、入校者の障害の重度化・多様化が進んでいることを踏まえ、個々の訓練生の障害の態様を十分に考慮し、きめ細かい支援を行うとともに、職業訓練内容の充実を図ることにより、障害のある人の雇用の促進に資する職業訓練の実施に努めている。

なお、障害者職業能力開発校の就職率については、「障害者基本計画（第4次）」において、2022年度に70%となるよう目標設定されており、2018年度は71.1%であった。

イ 一般の公共職業能力開発施設における受入れの促進

都道府県立の一般の公共職業能力開発施設において、精神保健福祉士等の相談体制の整備を図るとともに、精神障害のある人等の受入れに係るノウハウの普及や対応力の強化に取り組んでいる。

ウ 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練

雇用・就業を希望する障害のある人の増大に対応し、居住する地域で職業訓練が受講できるよう、企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等を活用した障害者の多様なニーズに対応した委託訓練（以下「障害者委託訓練」という。）を各都道府県において実施している。

障害者委託訓練は、主として座学により知識・技能の習得を図る「知識・技能習得訓練コース」、企業の現場を活用して実践的な職業能力の向上を図る「実践能力習得訓練コース」、通校が困難な人などを対象とした「e-ラーニングコース」、特別支援学校高等部等に在籍する生徒を対象とした「特別支援学校等早期訓練コース」及び在職障害者を対象とした「在職者訓練コース」の5種類があり、個々の障害特性や企業の人材ニーズに応じて多様な職業訓練を行うことが可能な制度である。なお、障害者委託訓練修了者の就職率については、「障害者基本計画（第4次）」において、2022年度に55%となるよう目標設定されており、2018年度は52.2%であった。

エ 精神障害・発達障害のある人に対する職業訓練

ハローワークに求職を申し込む精神障害や発達障害のある人の増加が近年著しいことを踏まえ、精神障害や発達障害のある人の障害特性に配慮した訓練コースの設置を推進することとしている。このため、都道府県が運営する障害者職業能力開発校で精神障害や発達障害のある人の障害特性に配慮した訓練コースの設置が円滑に行われるよう独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する障害者職業能力開発校において、訓練計画の策定、指導技法、訓練コース設置後のフォローアップ支援を行っている。また、前述の障害者委託訓練においても、精神障害のある人の増加や精神障害のある人向けの職業訓練の実施に係るノウハウの蓄積が乏しい現状を踏まえ、2014年度から、地域の就労支援機関に委託して精神障害のある人向け職業訓練の受託先の開拓や職業訓練の設定、実施等の支援を行っている。

オ 障害のある人の職業能力開発に関する啓発

① 全国障害者技能競技大会（愛称：アビリンピック）の実施

全国障害者技能競技大会は、障害のある人が日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害のある人に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として、アビリンピックの愛称の下、1972年から実施している。

2019年度には、愛知県常滑市で第39回大会が開催（11月15日～17日）された。

第39回全国障害者技能競技大会

2019年度は、11月15日から17日までの3日間にわたり、愛知県常滑市において、「その技に誇りと感動あいちから」という大会スローガンのもと、第39回全国障害者技能競技大会が開催された。

大会には、技能競技23種目に全国から382名の選手が参加し、日頃培った技能を競い合うとともに、障害者雇用に関する新たな職域の一部として、「理容」、「フォークリフト操作」の2職種による技能デモンストレーションが実施された。

また、第39回アビリンピックの一環として、障害のある人の雇用に関わる展示、実演及び作業体験など総合的なイベントである「障害者ワークフェア2019」が開催され、盛大な大会となった。



ネイル施術種目競技風景



電子機器組立種目競技風景

② 国際アビリンピックへの日本選手団の派遣

国際アビリンピックは、1981年の「国際障害者年」を記念して、障害のある人の職業的自立意欲の増進と職業技能の向上を図るとともに、事業主及び社会一般の理解と認識を深め、更に国際親善を図ることを目的として、1981年10月に第1回大会が東京で開催され、以降おおむね4年に1度開催されている。第9回国際アビリンピックがフランス共和国ボルドー市において2016年3月に開催され、日本から、第35回全国大会での成績優秀者31名の選手が参加した。

次回は2021年5月にロシア連邦モスクワ市での開催が予定されている。

(11) 雇用の場における障害のある人の人権の確保

全国の法務局・地方法務局及びその支局では、人権相談等により、雇用の場における障害のある人に対する差別的取扱い等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずるなどして、人権侵害による被害の救済及び予防を図っている。

3. 「働き方改革」の実現

「働き方改革」は、若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある人も、一度失敗を経験した人も、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現に向けた最大のチャレンジであり、働く方の視点に立ち、働く方一人ひとりの意志や能力、置かれた事情に応じた多様な働き方の選択を可能とするための改革である。

2017年3月、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」において、「働き方改革実行計画」が取りまとめられた。

本実行計画には、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善のほか、障害者等の希望や能力を活かした就労支援の推進として、長期的寄り添い型支援の重点化等、障害のある人の一般就労に向けた在学中からの一貫した支援、在宅就業支援制度の活用促進等が盛り込まれた。

引き続き、「働き方改革実行計画」における障害のある人への支援についても、10年先を見据えたロードマップに沿って、着実に施策を進めていく。